

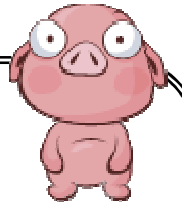
こんにちは 家畜保健衛生所です

岐阜市畜産センターでの豚コレラの発生に関する疫学調査結果が公表されました

同センターは公園エリアと畜産エリアからなる農業公園ですが、飼養衛生管理基準上、以下の問題点が指摘されました。

- 1) 畜舎周囲のみを衛生管理区域とし、畜産エリア全体を衛生管理区域としていなかった。
- 2) 公園エリアでは豚コレラに感染した野生のイノシシが確認されていたが、公園エリアで使用した重機を消毒しないまま、畜産エリアで使用していた。
- 3) 管理者が豚舎に入る際、専用の衣服としておらず、また、豚舎に設置されていた専用の長靴を使用しない場合があった。

今回の疫学調査結果を踏まえ、再度、飼養衛生管理基準の遵守を徹底しましょう。



- 農場(衛生管理区域)出入口での車両や重機の消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の作業着・長靴の使用
- 野生動物等(犬や猫を含む)の畜舎への侵入防止
- 衛生管理区域に用事のない人や必要でない物を出来るだけ入れない
- 飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報
- 肉及びに肉製品を含み又は可能性のある飼料を給与する場合は、加熱処理(摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上)を適切に行う

異常を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください。

豚コレラの主な症状：発熱、元気消失、便秘、下痢、歩行困難、けいれん、目やに削瘦、耳や下腹部・四肢等に紫班、複数の母豚に流死産

平日

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700 業務第二課 0745-62-2440